国会公契第 42 号
国官技第 259 号
国北予第 54 号
令和４年１月 31 日

各地方整備局　総務部長　殿
　　企画部長　殿
北海道開発局　事業振興部長　殿
国土技術政策総合研究所　総務部長　殿
国土地理院　総務部長　殿

大臣官房
　会計課長
　技術調査課長
北海道局
　予算課長
（公印省略）

「出来高部分払方式の実施について」の一部改正について

今般改訂された「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成 23 年８月策定。令和３年７月改訂）等において、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては 60 日以内とすることとされていることを受け、「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年９月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

１　「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年９月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）の一部を次のように改正する。
　別添「出来高部分払方式　実施要領」６中「90 日以内」を「60 日以内」に改める。